

## (1) 行政組織

### 【現状と課題】

- 機能的な組織運営をすべく、係制をグループ制に移行することにより機能重視の機構に改めるほか、課の統廃合をするなど時代のニーズに合わせ行政の総合力の向上を図るため機構の見直しを進めています。
- 人材育成基本方針に基づき、職員の資質と能力の向上を図り、効率的な行政運営のために職員定数の適正化を計画的に推進することが必要となっています。
- 多様化する住民ニーズを的確に捕らえ、住民の知恵と力を行政運営に反映していくため、各種審議会など公募による住民参加の機会拡充が求められています。

### 【基本方針】

町は、住民に最も身近な自治体として、社会情勢の変化に的確に対応出来る町民目線に立った機能的な行政組織を確立するほか、町政運営を進めるうえで欠かすことのできない職員の政策法務立案処理能力をなお一層高め、福祉のさらなる拡充と活力ある地域社会の実現を目指します。

また、今後10年間で歳入に大きな伸びを期待するのは難しく、数年後には単年度収支の赤字が見込まれる財政収支の均衡を図るべく、歳出の大きなウエイトを占める人件費支出を、職員数の適正化と機能的な行政組織の構築はもとより、職員の資質向上に合わせ、旧来の年功序列型から能力・実績主義による新しい人事評価制度に見直し、職員の職務に対する意欲を更に向上させ、組織の活性化・効率化を図り、住民サービスの更なる向上を目指しながら、予測される財政赤字を回避することを大前提として取り組んでいきます。

情報公開及び個人情報の保護に努めながら住民と行政が一体となった協働参画型の町政運営を構築し、まちづくりに関するさまざまな分野への住民の積極的な参画と主体的な行動に支えられた行政運営を推進します。

### 【計 画】

#### ① 統合機能の確立

- 行政運営には、地域福祉、環境、防災、産業振興、子育て、生涯学習など様々な事業があり、それぞれの事業が複数の課に関係するものもある中、現在の縦割り行政では、把握できない部分もあるので他課との情報交換や意思疎通・相互理解による連携を図り、いろいろな角度で検討していく庁内体制の確立を推進します。(総務課)

## ② 組織運営の効率化

- 限られた職員により最小の経費で最大のサービスを提供することが重要であり、時代の変化に合わせた住民ニーズを的確に把握し、多様化する行政課題に迅速に対応するため、効率的で機能性を重視した行政運営を推進します。そのため、課の統廃合や必要に応じ新たな課を新設する等、適宜現在の組織を見直します。
- 重要度が高い事業については、グループ制や課局の組織を超えた横断的なプロジェクトチームを編成し、機動力や即応力に富む組織運営を進めます。（総務課）

## ③ 人事管理の適正化

- 職員一人ひとりがコスト意識やサービス精神など経営感覚に基づいた行政運営を行い、住民満足度を追求した成果重視の考え方に転換していくため、職員の政策法務能力や業務執行能力の強化向上等、人材の開発と育成が求められています。人材の開発と育成については、職員の政策法務立案処理能力を強化し住民利益を継続的に増加させるため、大学院への留学や主要民間会社への派遣を通し、最先端の環境都市工学や農業・観光経営学等、行政運営能力や政策法務立案処理能力の強化等も検討しながら、職員研修のより一層の強化を図り、人材の育成に努めます。
- 人事評価制度については、旧来の上司から部下の評価だけでなく、同格者や部下から上司の評価など可能な限り不適正評価を排除した360度評価も検討し、従来の年功序列型から能力・実績主義を含めた新しい制度について、公平性・客観性・透明性等を備え、公務に即した制度の見直しを図り、職員のやる気を醸成し個々の能力を最大限に発揮出来るよう改善に向けて検討します。
- 職員の適材適所による配置はもとより、定員適正化計画の作成による職員数の適正化に努め、人事管理制度の適正化を通して住民目線に合った質の高い行政サービスの実現に取り組みます。（総務課）

## ④ 住民参加の促進

- 住民が主体的に関わる自立したまちづくりを進めるため、住民の柔軟な発想と行動力が活かされる仕組みや、住民の創造力あふれる考え方やアイデアを住民自らが実現出来る行政運営に取り組んでいますが、まちづくりの課題の多くは行政だけでは対応できない難しいテーマも数多く、住民と行政の協働による安定した力強いまちづくりを進めるには、これらの課題を一つ一つ解決する必要があります。本町が安全で活力に満ち溢れた社会となるよう、地域のさまざまな問題に住民が関心を持ち主体的に取り組むための住民参加をなお一層促進しながら、地域社会の中で住民が活躍し貢献出来る協働参画型のまちづくりを積極的に推進します。（総務課）

## (2) 情報公開

### 【現状と課題】

- 広報紙やホームページ、防災行政無線等により、行政情報の提供に努めていますが、更なるわかりやすい行政情報の提供が求められています。
- 情報公開制度や行政手続制度に基づいた情報公開を行っています。
- 住民との協働のまちづくりを推進するため、公開出来る行政情報については共有化を図る等、行政と住民との信頼関係を築き上げることが求められています。

### 【基本方針】

わかりやすい行政の情報を住民に提供し、関心を一層多く持つことで積極的に行政へ参加し、協働のまちづくりを行ないます。

### 【計 画】

#### ① 町政情報の公開促進

- 町が取り組んでいる各課の事業を必要性や効果等わかりやすく説明し、公開出来る情報は共有化を図る等、積極的な情報提供に努めることにより、住民の関心を高め、行政と住民との信頼関係を築き上げていきます。  
(総務課)



### (3) 広報広聴

#### 【現状と課題】

- 行政から発信する様々な情報を正確に、より多くの方に伝えるために、広報紙の充実を図り、より分かりやすい広報紙を目指しています。  
だれもが利用しやすく、タイムリーで分かりやすく、検索しやすいホームページの作成に取り組んでいます。
- 広聴においては、「町長への手紙」、「電子メール」、「町長室開放日」、「町長懇談会」等を継続し、引き続き多くの町民の声を行政に反映していきます。
- 一宮町内の光ファイバーの整備が進んだことにより、町内全域でインターネットが利用可能になりました。今後はインターネットが多くの人にとって情報入手とコミュニケーションの基本手段になることが予想されます。個人情報の管理に配慮しながらITを活用した情報公開を進めていきます。

#### 【基本方針】

町民の声を反映した行政を行なうために、情報の共有化を推進します。住民の意見を聴く機会の拡充に努めます。

#### 【計 画】

##### ① 分かりやすい情報の提供

- 広報いちのみやを最も基本的な住民との情報共有媒体として位置づけ、分かりやすく親しみやすい広報紙の発行を進めていきます。住民ニーズをしっかりと把握した情報の公開を推進します。ホームページや防災行政無線等の広報媒体も積極的に活用します。 (まちづくり推進課)

##### ② 町民の声を聴く企画

- 広報いちのみや、「電子メール」、「町長室開放日」、「町長懇談会」等あらゆる機会を有効活用し住民の声を反映していきます。 (まちづくり推進課)



## (4) 行政改革

### 【現状と課題】

- ~~本町では、平成17年度に一宮町集中改革プラン(計画期間：平成17年度～平成21年度)を平成17年度に作成し、計画に基づいた事務改善に取り組んで参りました。地方自治体を取り巻く状況は今後においても少子高齢化、グローバル化、情報化はさらに急速に進展すると考えられ、更には多様化する住民ニーズに対応していくため、事務事業では効果や効率性の観点から、当初の目的を達成した事業の廃止、見直しによる削減をおこないました。平成26年には定員適正化計画に基づき大幅な機構改革や職員による業務改善提案事業の実施などをおこなっています。今後も現行政改革の方向性に沿って推進してまいります。行財政改革推進委員会は、長生郡市の合併協議等もあり休止状態にありましたが、一宮町集中改革プランの期間終了も間近に迫り新たな計画が必要となることから、新たに委員を委嘱し、新規計画に取り組んで参ります。~~

### 【基本方針】

国においても地方分権改革を推進している時代において、町の行政は、地方自治、住民自治を具体的に実現する自治体として大きな役割を持っています。町民との協働によるまちづくりを進め、行政にも町民が協働で参加して行政改革をします。町民の生活に密接に関連した地域特有の課題に対しては、国が定めた法律、条例を解釈し、適切に運用していきます。

一宮町基本計画等の重要な計画にも町民が積極的に参画し、住民自治を推進します。また、効率的で機能性を重視した行政運営に努め、時代の変化に素早く対応出来るよう、随時組織の見直しを図ります。

### 【計 画】

#### ① 地方分権体制の確立

- 地方分権体制の確立は国および県との関連において相対するものではないことを明確に認識し、地方分権体制を推進します。地方分権の確立は町民が町の行政に協働することによって成就することから、住民の意思を公平・平等にとらえた、住民自治の実現に努めます。(総務課)

#### ② 自立したまちづくりの促進

- 自立したまちづくりは、町民自らの意識改革が基本であり、「わたし達の町はわたし達の手で」という意識が大切です。町民の意識に、地方分権・住民自治が根づくことにより、自立したまちづくりを促進します。(総務課)

#### ③ 事業運営の適正化と見直しの検討

- 行政にかかる事業の運営については、それが適正であるか、規模、理念、効果の観点から事業を評価し、費用対効果を見直す必要があります。検討、見直しは、有識者による行財政改革推進委員会で取り組みます。(総務課)